

群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト2024 (キャリアスタート講座) 仕様書

1 業務の名称

群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト2024 (キャリアスタート講座)

2 趣旨・目的

育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性に対し、標準的なITスキルを持った人材として育成することで就労を実現するため、IT人材育成及び就労支援を実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月19日（水）まで

4 業務の内容

(1) キャリアスタート講座の体験イベント開催

ア 講座概要

- ・県内女性を対象に、キャリアスタート講座の内容に合わせた体験イベントを開催し、(2) キャリアスタート講座の受講へつなげる。
- ・PC初心者向けということを意識した体験内容とし、IT分野の仕事へのハードルを下げる目的とした内容とすること。
- ・単純なPC操作だけでなく、参加者が成果物を作成し、達成感を得られるよう工夫すること。(成果物を参加者が持ち帰りできることが望ましい)

イ 開催規模

- ・定員30名程度の体験イベント（30分～1時間程度）を2会場にて各1回以上

ウ 開催時期

- ・令和6年7～8月頃

エ 開催場所

- ・イオンモール高崎及びイオンモール太田のイオンホール（予定）

オ 留意事項

- ・群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクトの別事業や他課事業との合同開催の予定としており、会場使用料については県の負担とするため、積算に含めないこと。
- ・親子で参加できる企画とすること（託児は実施しない）。
- ・体験イベントの参加料は無料とすること。
- ・体験イベントの開催は（2）キャリアスタート講座の受講者募集期間中に開催すること。
- ・当日に参加者が使用するPC等の機器については、受託者が用意すること。

カ 広報及び参加申込受付

- ・PC初心者などへ効果的に事業内容が伝わるよう広報を行うとともに、参加申込受付を行うこと。

キ イベントの運営

- ・運営に必要な人員を確保し、円滑に講座を実施すること。

ク アンケートの実施

- ・イベント開催後、参加者にアンケートを実施すること。アンケート内容は事前に県と協議すること。

(2) キャリアスタート講座の開催

ア 講座概要

- ・IT分野未経験であるが、これからIT分野でのキャリアをスタートしようと考えている女性に対して、求職活動や就労後に活用できるレベルのITスキルが身につくられる講座内容を提案すること。

- ・Microsoft Excel（以下、「Excel」とする）の内容は必須とし、Excel以外のスキルや具体的な内容についても提案すること（Excel以外のスキルを取得できる内容も必ず1つ以上入れること。例えば、Excelと組み合わせたChatGPTやノーコードツールの使用方法、Excelを活用したSEO対策・WEBデザインなど）。また、Excelの知識取得レベルも、どの程度のレベルの知識取得を目指すか具体的に記載すること。

- ・知識の付与のみと受動的な内容だけでなく、実際に受講者が操作をする実践的な内容を必ず入れること。また、テストなどを実施し、受講者の理解度を適宜把握すること。

- ・民間企業等のIT人材ニーズや求人の最新動向も踏まえ、就労につながるかという視点に立って企画し、またその根拠を示すこと。就労につなげるための内容も講座に含めること（例：就労するために活用できる資源の案内や履歴書作成支援など）。

- ・本業務の目的は就労であり、資格取得を目指すものではないが、受講者の能力を客観的に証明できる資格の取得は望ましいことから、受講者本人の努力により、取得が可能な資格があれば併せて提案すること。

イ 開催規模

- ・定員50名程度の連続講座（講座時間数は企画提案による。受講者のレベルに応じて、定員25名程度の連続講座を2コース実施など合計50名程度であれば、分割して実施可。）

ウ 開催時期

- ・令和6年9月～令和6年12月の間

エ 開催場所

- ・必要経費を積算し、受託事業者が準備すること。オンラインでの講座実施を妨げないが、オンラインで実施する場合、必ずライブ配信の講座を設け（オンデマンド講座のみとすることは禁止）、集合型の講座を1回以上実施すること。

オ 留意事項

- ・参加者はExcelの操作経験がある方を想定。PCの使い方から学ぶような初歩的な内容は講座に入れないこと。参加者のレベル把握のために、申込時に選考をすることは妨げない。
- ・子育て中の方でも参加しやすいよう、講座時間や開催日数を考慮すること。
- ・講座については、受講後の復習や欠席者が閲覧できるよう撮影・編集を行い、動画を提供すること。（対面実施・オンラインいずれの場合でも必須）
- ・参加者同士が交流・相談できる体制を構築すること（SlackやLINE等の活用可）。また、委託期間中は参加者からの講座に関する問い合わせに対応できる体制を整えておくこと。
- ・講座の受講には受講料を徴収すること（徴収する金額については提案によるが最大でも10,000円とする）。
- ・PC等を所持していない受講者に対して、受託者が用意するか受講者にレンタルを案内するかを提案書に明記すること（レンタル料を徴収することは妨げない。徴収した場合は、レンタル料は委託料から差し引く。）。

カ 広報及び参加申込受付

- ・効果的に事業内容が伝わるよう広報を行うとともに、参加申込受付を行うこと。広報を行う際には、受講するために必要なPCスキル等のレベルや環境を明記すること。

キ 講座の運営

- ・運営に必要な人員を確保し、円滑に講座を実施すること。

ク アンケートの実施

- ・講座開催後、参加者にアンケートを実施すること。アンケート内容は事前に県と協議すること。

（3）県内企業等との交流

ア 支援概要

キャリアスタート講座の受講者と県内企業等とのマッチングを支援する。キャリアスタート講座により習得した知識やスキルを活かせる企業との交流ができる工夫をした企画とすること。

イ 開催規模

受講者及び県内企業等が参加する交流する機会を1回以上。合同説明会のような集合形式や、企業においてインターンシップを実施する実践形式など、就労につながる企画を提案すること。

ウ 開催時期

令和7年1月～令和7年2月頃

エ 開催場所

必要経費を積算し、受託事業者が準備すること。

オ 留意事項

- ・交流する企業は原則、群馬県内に本店・支店を有する企業とし、提案者が参加企業を発掘すること。

- ・子育て中の方でも参加しやすいよう、開催日時や場所を考慮すること。特に、集合形式で開催日を平日以外とする場合には、必ず託児業務を併せて実施すること。

(4) 追跡調査

ア 調査概要

- ・キャリアスタート講座を受講した方の追跡調査を実施する。

イ 調査時期

- ・令和7年2月頃（IT企業等との交流会終了後）

ウ 調査方法

- ・キャリアスタート講座を受講した方へ、就労・転職状況（雇用形態や就労先企業など）や収入などの生活状況の変化や、今後の就労やスキルアップなどの見込みの調査をすること。

エ 留意事項

- ・キャリアスタート講座を受講した方、全員から回答が得られるよう、講座実施時に調査への協力依頼をすること。

- ・調査の内容については、県と詳細を協議した上で実施すること。

- ・調査方法については、対面・郵送・オンラインいずれの方法でも可能とする。

オ 結果の報告

- ・調査の集計結果については、取りまとめた後に速やかに県へ報告すること。

5 実績報告

委託業務の実施にあたっては、以下の報告を行い、円滑な事業の実施に努めること。

- (1) 事業報告：4（1）（2）（3）の各事業が終了した毎に実績報告を事業終了から1ヶ月以内に提出すること。報告項目は以下のとおり。

【4（1）（2）（3）】

申込者数、アンケート結果（満足度、感想等）、参加者一覧（氏名・年齢・居住市町村・子の有無・講座の受講状況・希望する働き方など）

【4（4）】

アンケートの実施時期・方法、受講者一覧（受講後の就労の状況・収入などの生活状況の変化、今後の就労やスキルアップなどの見込みなどを記載したもの）

- (2) 最終報告：契約満了日までに事業実施の成果及び収支をまとめた実績報告書を提出すること。

- (3) 隨時報告：この他に実績や進捗状況等に関する報告を県から求められた場合、報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 併給の禁止

当該委託業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給は受けられない点に留意すること。

(2) 関係書類の整備

本事業の委託費による支出については、使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書などの証明書類を整備しておくこと。

(3) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品は、群馬県に帰属する。

(4) 秘密の保持

ア 本業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。

イ 受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密の保持について厳守すること。

(5) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務（業務の一部を再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）等の関係法令を遵守すること。

(6) 再委託の制限

本委託事業は、原則として、自らすべて適切に実施するものとするが、事業の一部を再委託しようとする場合は、県に予め書面で相談し、承認を得ること。

(7) 不明点等に関する協議

本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。